

2022年11月8日

各 位

会社名：川崎汽船株式会社

代表者名：代表取締役社長 社長執行役員 明珍 幸一

(コード番号 9107：東証プライム)

問合せ先：経営企画グループ長 辻 健太郎

(TEL 03-3595-5594)

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果に関するお知らせ

当社は、2022年11月4日にお知らせしました自己株式の取得について、下記のとおり買付けを行いましたので、お知らせします。

記

1. 自己株式取得を行った理由

当社は資本効率を常に意識し、企業価値向上に必要な投資及び財務の健全性を確保のうえ、キャッシュフローも踏まえて積極的に自己株式取得を含めた株主還元を進めることで中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針としています。また、当社は2022年5月9日に2022年度から2026年度までの5か年の中期経営計画（以下、「現中計」と言います。）を公表しており、現中計期間において4,000億円から5,000億円規模の株主還元を行い、2022年度については既に公表済みの中間配当及び期末配当に加え1,000億円以上の追加還元を行う方針を公表しておりますが、2022年度の追加還元の手法としてはその規模に鑑み全額を自己株式取得の方法によることが望ましいと判断し、今回の自己株式取得はこれらの方針に基づき実施しました。

また、当社は、当社株式の流動性及び市場価格に与える影響等に鑑み、当社の大株主である、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー（以下、「エフィッシモ社」と言います。）及び株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」と言います。）に対して、当社が行う自己株式取得への協力を打診しました。当該打診について、エフィッシモ社及びみずほ銀行からは、それぞれ、2022年11月4日の適時開示により開示した総額1,000億円の自己株式の取得について、当社が取得する株式の総数に対して概ね各社の11月4日時点での持分割合（株券等保有割合）に相当する数量（エフィッシモ社については、その運用するファンドを通して保有する株式を含みます。）については当社の自己株式取得に応じる意向があることを確認しておりました。

かかる意向は当社株式の流動性及び市場価格への影響を一定程度緩和しつつ、エフィッシモ社及びみずほ銀行以外の当社株主の皆様にも市場での売却機会を付与するという点において、当社及び当社株主の皆様にとって望ましいと判断し、この度、総額1,000億円の自己株式の取得を以下のとおり決定し実行したものです。

2. 取得の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 16,391,900 株
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 5.77%) |
| (3) 取得した株式の総額 | 38,225,910,800 円 (1 株につき、2,332 円) |
| (4) 取得日 | 2022 年 11 月 8 日 |
| (5) 取得方法 | 株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」と言います。) の自己株式立会外取引 (ToSTNeT-3) による買付け |

(注) 当社は、当社株主のエフィッシモ社及びみずほ銀行より、今回の自己株式取得に際して、下記 (ご参考) 中の当社が取得する株式の総数に対して概ね各社の 11 月 4 日時点での持分割合 (株券等保有割合) に相当する数量 (エフィッシモ社については、その運用するファンドを通して保有する株式を含みます。) について売却した旨の連絡を受けております。

(ご参考) 自己株式の取得に関する決議内容 (2022 年 11 月 4 日公表分)

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 35,236,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 12.41%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000,000,000 円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2022 年 11 月 8 日から 2023 年 3 月 31 日まで |
| (5) 取得方法 | 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) 及び東京証券取引所における市場買付け |

当社は、2022 年 11 月 4 日開催の取締役会において、上記 (ご参考) の取得方法による買付けを決議していましたが、本日実行した自己株式立会外買付取引による取得株式数及び取得価額の総額が、当該決議に係る取得する株式の総数の上限及び株式の取得価額の総額の上限のいずれにも達しなかったため、本日以降、上記 (ご参考) 中の取得期間において、当該総数及び総額を上限として、東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得を継続する予定です。

以上